

第 11 章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項

11-1 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意点

本計画で推進する事業は、静岡市では第3次静岡市総合計画（前期実施計画）に登載された事業や、民間では各主体が実施中のものや確実に実施するもののうち、中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものを厳選している。

また、本計画において推進する事業は、実践的・試行的な活動の裏打ちに基づき実施するものもあり、厳選されたものである。例えば静岡地区の「静岡駅北口周辺整備事業（紺屋町地区）」は、車の通行を規制した歩行者空間創出と路上駐輪場設置による効果・影響を検証したH24社会実験の結果に基づき実施するところであり、「（仮称）追手町音羽町線空間活用事業」は、地区内の各エリアを繋ぐ新たな道筋づくりに向けたH27社会実験に基づき推進する。清水地区の「地域資源アニメキャラクター活用推進事業」は、地域資源アニメを活用したにぎわい創出・回遊性向上事業の効果を検証したH24社会実験に基づき実施する。

11-2 都市計画等との調和

1-3「上位・関連計画との関連」で記載のとおり、静岡市の総合計画や総合戦略、都市計画マスタープラン等において、中心市街地の活性化やコンパクトシティ実現の推進について位置付けている。